

專門學校ノ修業年限ハ當分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ大學豫科ノ修業年限ヲ短縮シタル場合ニ於テハ大學令第十三條第二項及第三項中修業年限三年又ハ修業年限二年トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限ヲ謂フモノトス
前二項中大學令、高等學校令、專門學校令又ハ實業學校令トアルハ夫々朝鮮教育令及臺灣教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノトス

南方人文研究所官制の公布

南方人文研究所官制は昭和十八年三月十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

南方人文研究所官制 (昭和十八年三月十五日勅令第百二十四號)

- 第一條 臺北帝國大學ニ南方人文研究所ヲ附置ス
- 第二條 南方人文研究所ハ南方諸地域ニ於ケル政治、經濟及文化ニ關スル研究ヲ掌ル
- 第三條 南方人文研究所ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 所長
 - 所員
 - 助手
 - 書記
- 第四條 所長ハ臺北帝國大學教授ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ補ス
- 第五條 所員ハ臺北帝國大學ノ教授及助教授ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ補ス

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ研究ヲ掌ル

- 第六條 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ従事ス
- 第七條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス
- 第八條 臺北帝國大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタルモノニハ講座ヲ擔任セシメザルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ講座ヲ擔任セザル教授及所員ニ補セラレ専ラ事務ニ従事スル助教授ハ通ジテ四人トシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

南方資源科學研究所官制の公布

南方資源科學研究所官制は昭和十八年三月十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

南方資源科學研究所官制 (昭和十八年三月十五日勅令第百二十五號)

- 第一條 臺北帝國大學ニ南方資源科學研究所ヲ附置ス
- 第二條 南方資源科學研究所ハ南方諸地域ニ於ケル天然資源ニ關スル科學上ノ調査研究ヲ掌ル
- 第三條 南方資源科學研究所ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 所長
 - 所員
 - 助手
 - 書記
 - 技手
- 第四條 所長ハ臺北帝國大學教授ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ補ス

所長ハ臺北帝國大學總長ノ監督ノ下ニ於テ南方資源科學研究所ノ事務ヲ掌理ス

- 第五條 所員ハ臺北帝國大學ノ教授及助教授ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ補ス
- 第六條 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ従事ス
- 第七條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス
- 第八條 技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス
- 第九條 臺北帝國大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタルモノニハ講座ヲ擔任セシメザルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ講座ヲ擔任セザル教授及所員ニ補セラレ専ラ事務ニ従事スル助教授ハ通ジテ四人トシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 臺灣總督ハ必要ト認ムル地ニ南方資源科學研究所ノ實驗所ヲ置クコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農林省の農林水産業調査規則に依る昭和十六年八月一日現在基本調査結果の發表

戦時下農林統計の使命の愈々重大性を累加せる事情に即應し、農林省に於いては昭和十五年を以つて農會法による舊來の農事統計を廢止し、昭和十六年より毎年八月一日及び二月一日の二回に亙り昭和十五年末公布の農林水産業調査規則による基本調査(夏期調査及び冬期調査)を實施することとなつたが、その第一回調査たる昭和十六年八月一日現在の基本調査結果中特

に農業者に関する部分は今回『事變下我が國農家の概観』と題して發表せらるゝに到つた。その内容の大意を紹介すれば以下の如くである。(尚、右調査結果中、耕地、稻作等については農林統計月報昭和十七年八月號「耕地」に於いて發表されてゐる。)

一、新調査方法

從來の農事統計は農家個々について申告調査を行つて得たものではなく、所謂表式調査の域を出ないもので、其の信頼度にも兎角の批評があり、各調査項目も個々遊離して平面的に數へ上げられてゐたものであつたが、今回の基本調査は農林水産業調査規則に依る諸調査の中の基幹を爲すもので、その特徴とするところは、調査客體(農業)については(農業者)毎個に就き一定の調査票を用ひて全國一齊に申告を徴し、この調査票を市町村役場をして集計せしめて農林省の定めた統計表を作成せしめ、之を道府縣廳を通じて農林省へ送付せしめると云ふ方法を探つてゐる所に在る。

更に今回の夏期基本調査が我國農家の把握に當つて採擇した態度を見ると、

第一に、農家の定義を「世帯中、農業を営むものある世帯」とし、農林統計の客體を個人とせず世帯としてゐる。尤も從來の農事統計も此の點に關しては趣旨に於て何等異なる所はない。たゞ今回の調査に於ては右の農家に加ふるに會社、組合、試驗場等に於て農事を行ひ其の生産物を常に販賣に供する如きものも之を准農家として調査に加へた點が農事統計と異なる。(以下農家及准農家を農業者と呼んでゐる。)

第二に、農業を専業、兼業とに分けた所も從來と變

りはないが、兼業を農業を主とするものと従とするものに分け、また専業及び第一種兼業を農家の業態別(耕種、養蠶、養畜等)に分類してゐる。

第三に、自作、小作の定義及び範圍を定め、新たに「貸付耕地一町歩以上を所有する農家」及び「土地を耕作せざる農家」の項を設定し、自作別農家戸數については専業・兼業別に之を明らかにしてゐる。

第四に、兼業農家に付き、農家以外の産業との結びつきや、乃至は賃労働者として如何なる産業に依存するか等の實情を分析してゐる。

第五に、農家の經營規模別經營耕地總面積も、之を更に自作別に集計するのみならず、規模別農家の専業・兼業別にも分析してをり、更に又、規模別に定雇數、大家畜數、動力耕耘機臺數を集計して經營の内部組織を窺つてゐる。

第六に、専業及び第一種兼業農家を過去一ヶ年の現金収入の多寡により分類してゐる等、極めて精細をつくしたものである。

尚、嘗て昭和十三年九月一日に行はれた農家一齊調査の結果は『我が國農家の統計的分析』となつて既に公表されてゐるが、今回の夏期基本調査はこの一齊調査の經驗に照して多少の變更を加へた所もあり、大體は之に近いものである。(以下記述には右の農家一齊調査との比較對照が多い。)

農家一齊調査は支那事變發生後一年を経過した時の調査であり、其の後今回の夏期基本調査迄三年を経過してゐるが、事變下三年の間に我國の農家が量的質的に如何に變つたかをも、或程度之に依つて窺ふことが出来るわけである。

四〇

一、總農家數

今回の調査による農業者(農家及び准農家)の全國的集計結果は次の如くであるが、

專業兼業別農業者數

農業者		農家	
數	實數	數	割合
總數	五,五〇七,七六二	五,四九八,八六六	100.0%
專業	二,三〇〇,〇六六	二,三〇〇,〇〇一	四九.九
兼業	三,二〇七,七〇〇	三,一九八,八六五	五〇.一
總數	二,〇四一,三三五	二,〇四〇,〇三三	三七.一
第一種兼業	九三三,〇三六	九三二,八二四	
第二種兼業	一一〇八,六六四	一一〇八,二〇九	
總數	一,六三三,〇〇一	一,六三二,八〇三	三三.〇
從として農業以外の産業を営むもの	五,四三三,六六	四,九八七,七五二	
從として農業を営むもの	六,九〇八,八五	六,五六一,〇〇〇	

一、農業者とは農家及准農家を謂ひ、農家とは世帯員中農業を営むものある世帯を謂ひ、准農家とは組合、會社、學校、試驗場にして農業を営み其の生産物を常に販賣に供するものを謂ふ。

農業を営むとは土地を耕作すると否とを問はず耕種、養蠶、養畜(養禽、養蜂を含む)の一又は二以上を業とすることを謂ふ。

二、專業農家とは農家の世帯員中に農業以外の業に従事する

のなき世帯を調ふ。

三、兼業農家は農家の世帯員中に農業以外の業に従事する者ある世帯を調ふ。

四、賃労働者たるものとは農業、林業、工業等の事業種の作業及雑役に従事するもの、その他組合、商社、官廳等の雑役に従事するもの又は他人の家事等に賃金を得て従事するものある世帯を調ふ。

五、職員たるものとは各種事業、組合、商社、官廳等に於て事務又は技術に従事するものある世帯を調ふ。

今回の調査に於ては土地を耕作せざるものでも、養蠶、養畜等を生業として営む者は農家と見なしたので、該農家を差引くと昭和十六年農家總數は五、四七四、六九七戸となり、昭和十三年の一齊調査の五、四四〇、九九八戸に比較し三三、六九九戸の増加となつてゐる。

昭和十六年の農家數(土地を耕作する)は昭和十五年國勢調査による全世帯(一四、三四二、二八二世帯)の三八・一七%を占めることになり、農家が四割強を割つた。次表の如き最近の農事統計の結果と符合してゐる。なほ全世帯は年々増加してゐるから、昭和十六年の全世帯(八月一日現在)が判明すれば一層小なる割合となるわけである。

農家數の總戸數に對する割合

昭和九年	四四・三八%
〃 十年	四三・二四%
〃 十一年	四三・一二%
〃 十二年	四二・一四%
〃 十三年	四一・一七%
〃 十四年	四〇・四〇%
〃 十五年	三九・八八%

(備考) 農事統計による。

事變下に農家が増大した事は、農業資材の配給を受ける關係からも説明せられ、また従來農業から離脱の過程にあつたもので食糧自足の爲に農家に戻る者、乃至は地主で飯米の爲に手作りをする者などが増加してきた等の事情からも一應は説明せられようが、併し三萬といふ數は五百五十萬に對しては〇・五%にすぎず、これだけの變化では、調査時期社會的條件に開きのある場合、増減を云々する事は尙早で、まづ農家戸數は平衡状態にあるといふべきであらう。

三、專業兼業別農家數

耕種、養蠶、養畜の一又は二以上からの収入のみによつて生計をたててゐるのが專業農家であるが、我國の如き零細な家族勞作經營に於ては、何等か他の産業を兼ねるか、賃労働による収入により家計を補充せざるを得ない兼業農家が多い。

今回の調査結果を、準農家を除き、農家について昭和十三年と比較して見ると次表の如くで、專業農家の減少、第二種兼業農家の減少及び第一種兼業農家の激増となつて現はれてゐる。

專業兼業別農家戸數比較

昭和十三年		昭和十六年	
總農家 五、四四〇、九九八		總農家 五、四七四、六九七	
專業農家 三、四四四、七四四		專業農家 三、二九六、三三三	
兼業農家 二、九九六、二五四		兼業農家 二、一七八、三六四	
總數 二、九九六、二五四		總數 二、一七八、三六四	
第一種 一、六五四、七三〇	三〇四	二、〇三五、二六六	三七三
第二種 一、〇三二、五二四	三三九	一、四四三、二一〇	三〇九

戦時下に於て兼業農家がふえてゐるだらう事は豫想された處であるが、第一種兼業の増加の一因には集計上の特殊の理由によるものもあることを注意せねばならぬ。即ち今回の基本要綱では「出稼、女中奉公、女工、職工等にして調査當時世帯に現存せざるも一戸を構へざる限り農家の世帯員とする事になつたので、この種の農家には、従來專業農家とされてゐながら今回の調査では兼業殊に第一種兼業として集計されるに到つた場合が多い」と想像されるからである。蓋し今回の調査に於いては、自宅から職工として或は女工として通勤する場合も、他の市町村に向向いて寄宿舎又は下宿生活をしながら働いて仕送りをする場合も、農業經濟の収入源といふ點からは、距離を無視すれば同一範疇に入れるべきであるといふ立前をとつたからで、兼業農家の定義がこの様に擴張されたため兩年度を比較する事は實は意味をなさないといつてよい。

第二種兼業農家の減少は、經營耕地五反未満農家の減少と符合するものであり、農業からの離脱が行はれてゐる事を示すものと云へよう。

更に之を地域的に見ると、東京、大阪では第一種に匹敵して第二種が多い。大都市近郊に於て農業を従とする農家が多いのは農村勞力の大なる需要者としての大都市を控へてゐる爲であるが、昭和十三年に比較して増減の傾向は明らかでない。即ち東京と大阪では逆となつてゐる。

東京・大阪の兼業農家

昭和十三年		昭和十六年		増減(△は)
第一種	東京 三、二六二	大阪 一、八一〇	東京 三、八三三	大阪 三、五二一
第二種	東京 一、〇三二	大阪 一、〇三二	東京 一、〇三二	大阪 一、〇三二

第二種 東京 一五八五五 一五〇八八 △ 七七七
大阪 三三〇二六 二〇八〇〇 七九四

又、專業農家の少ない「北陸區」「東山區」及び「四國區」では第一種兼業が壓倒的に多い。

四、農業業態別農業者

農家の営む農業の種類は耕種、養蠶、養畜の何れか一つを営むもの及び兩者或は三者を組合せて営む者等で、その定義は次の如くなつてゐる。

「耕種」とは作物を栽培して生計を営む事を謂ひ、温室、温床栽培も之に加へられる。

「養蠶」とは桑を栽培し又は栽培せずして家蠶を飼育して生計を営む事をいひ、

「養畜」とは飼料作物を栽培し又は栽培せずして家畜、家禽(愛玩用鳥獸類を含まず)又は蜜蜂を飼育する事に依り生計を営む事をいふ。

全國的集計結果を掲ぐれば次表の如くである。

農業業態別農業者

總數	農家		準農家	
	戸	人	戸	人
耕種ノミヲ營ム	一、八三、二二〇	五、五二二	一、四四、七六八	八、九六六
養蠶ノミヲ營ム	一、一六、〇〇〇	〇、七〇七	一、一三〇	〇、八〇八
耕種ト養蠶ノ兩者ヲ營ム	二、七、五五三	二、三三五	一、八八	一、三三
耕種ト養畜ノ兩者ヲ營ム	三、四、三三二	一、四一九	六、六六	四、三三
耕種ト養蠶ト養畜ノ三者ヲ營ム	二、〇〇、〇〇〇	八、七〇	一、八一	一、一一
其ノ他	四、五、七〇四	二、〇	五、〇三	一、一一

第一種兼業農家

總數	從トシテ他ノ産業ヲ營ムモノ		從トシテ賃労働者職員タルモノ	
	戸	人	戸	人
耕種ノミヲ營ム	四三、八六五	四、五二五	五、六六	五、五二
養蠶ノミヲ營ム	八、八二五	〇、九	九、六六一	〇、九
耕種ト養蠶ノ兩者ヲ營ム	三、二五五	三、三	三、三四五	三、三
耕種ト養畜ノ兩者ヲ營ム	一、五七三	一、六三	一、七、七五	二、二四
耕種ト養蠶ト養畜ノ三者ヲ營ム	二、〇、五五三	二、三三	八、七、七三	七、九
其ノ他	四、二、五五	四、四	五、〇、八三	四、六
總數	一、二、二二二	一、〇〇〇		

第一種兼業準農家

耕種ノミヲ營ム	六六三	五、四、七
養蠶ノミヲ營ム	一、五	一、二
耕種ト養蠶ノ兩者ヲ營ム	九〇	七、四
耕種ト養畜ノ兩者ヲ營ム	一、三三二	一、〇、九
耕種ト養蠶ト養畜ノ三者ヲ營ム	六、一	五、〇
其ノ他	二、五一一	二、〇、七

(備考) 第二種兼業農業者の業態別調査は行はれなかつた。

先づ專業農家につきその業態を見ると、「耕種のみを営むもの」は五・一・三%を占め、「耕種と養蠶の兩者を営むもの」は二・二・五%で之に次ぎ、「耕種と養畜の兩者を営むもの」は一・四・九%となつて居り、三者を多角的に經營する農家は八・七%と比較的に少い。

次に專業準農家を見るに、八九・六%と壓倒的に耕種のみを営んでゐる。之は準農家が會社、組合、試験場、學校等から成立つてゐる事から當然考へられる事であり、「耕種と養畜の兩者を営むもの」が之に次いで

ゐる事は準農家の資本の有構的構成が高いと想像される點から理解出来る。

次に第一種兼業を見るに、「從として賃労働者職員たるもの」に於いてはその農業業態の比率は專業農家のそれと類似してゐるが、「從として他の産業を営む」農家は「耕種のみを営むもの」の比率が著しく低くなつてゐる。從つて耕種と養蠶・養畜の兩者或は三者を営むものの比例が多少高くなつてをり、該兼業農家の經營が多角化してゐる事を示してゐる。

尚、右調査結果を昭和十三年と比較して見ると次表の如くである。

業態別本業農家數比較 (專業及第一種兼業農家)

總數	昭和十三年		昭和十六年	
	戸	人	戸	人
耕種ノミヲ營ム	四、二、八六四	一、〇〇	四、四、〇〇〇	一、〇〇
養蠶ノミヲ營ム	三、四、四四一	三、七	三、五、九一七	三、七
耕種ト養蠶ノ兩者ヲ營ム	一、〇、六六九	一、六三	七、九、八三三	三、三六
耕種ト養畜ノ兩者ヲ營ム	五、七、三三三	二、二七	五、八、八二九	二、二九
耕種ト養蠶ト養畜ノ三者ヲ營ム	三、三、七九九	八、八	三、六、九六八	九、二
其ノ他	七、七三三	〇、三	二、八、二二	三、七

右は本業農家についての比較であるが、「耕種と養蠶の兩者を営むもの」のみ大きく減少し、他の業態は何れも増加してゐる。尚、「養蠶のみを営むもの」が急増してゐるが、之は十三年の一齊調査には「土地を耕作せざるもの」は全然調査されて居ないのに對し十六年調査に於ては之も含めることとなつた爲もあり、この爲の増加を考慮に入れれば「養蠶のみを営むもの」がふえたとは必ずしも斷言出来ない。たゞ「耕種がふえ

て「耕種・養蠶」がへつた事だけは結論出来るわけである。

五、自小作別農家及準農家

今回の調査に於ける自小作別集計には特に次の三點に注意せねばならぬ。

第一に從來は自作・自作兼小作・小作の三者に分けてゐたが、今回からは、「貸付耕地一町歩以上の土地所有者にして農業を営むもの」の項目を設けてゐる。(その大部分は地主自作と看做しても大過あるまい。)

蓋し多くの土地を小作させて自らは僅かに數反の耕作しかやらぬ地主兼自作農を五反百姓と同列において農家の經濟的把握は出来ないといふ趣旨からである。この範疇に入るのは一町歩以上を貸付け自作する田畑からの生産物を販賣する場合であり、その農業からの現金収入が小作料収入その他に比して第一位にあるものを第一種兼業とし、それが第二位以下ならば第二種兼業となる。

第二には、自作農・小作農・自小作農の區分を明瞭にした點を擧げ得る。即ち

「自作」とは經營耕地の九割以上を自己が所有する農家とし、

「自作兼小作」とはその耕作する耕地の五割以上九割未満を所有する農家とし、

「小作兼自作」とはその耕作する耕地の一割以上五割未満を所有する農家とし、

「小作農」とはその耕作する耕地の一割以下を所有する農家としてゐる。

今回は自小作の範圍が廣くなつてゐるので、之も一

齊調査と比較する事は出来ぬ。例へば從來は小作農家を自己の所有耕地なきものと規定してゐたのであるが、今回はその所有が一割以下のものは小作農家となるから、數字の増加をもつて直ちに從來の小作農家がふえたとは云へないことになる。

第三には「土地を耕作せざる農家及準農家」なる項目を新たに設けた點で、是は家畜・家禽・蜜蜂・家蠶等の飼養又は温室の經營等を業とするもので、土地の耕作をなさざるものであるから所謂自作小作の範疇外に屬する。

自小作別農業者數

専業	兼業		總數
	第一種	第二種	
1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
100%	100%	100%	100%

貸付耕地一町歩以上ノ土地所有者ニシテ農業ヲ營ムモノ

自作	自作兼小作	小作兼自作	小作
678,800	58,600	52,200	55,400
100%	100%	100%	100%

土地ヲ耕作セザル農家及準農家

農家	準農家	總數
76,900	43,300	120,200
100%	100%	100%

自作	自作兼小作	小作	總數
1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
100%	100%	100%	100%

總數を農家について見ると、自小作の範圍が擴がつたので、「自作兼小作」「小作兼自作」を併せて四割となつてゐる。「貸付耕地一町歩以上ノ土地所有者ニシテ農業ヲ營ムモノ」は一六・六萬戸、總農家戸數に對して三割である。

準農家は小作するものが壓倒的に多い、之は組合、試験場、學校等の性質上耕地のものが多く爲と思考せられる。

次に専業兼業別について見ると、専業では自作及び自作兼小作の割合が五三・一%と高く、小作は二四・三%と低い、之は農業を従とする第二種兼業に於いて小作の割合が三八・四%と高いのと關聯して當然考へられる事である。

尚、府縣別に之を見ると、自作農家の多い府縣は沖繩(六三・一%)、長崎(三九・七%)、和歌山(三八・五%)、

鹿兒島(三七・二%)、山口(三七・〇%)、廣島(三六・五%)、徳島(三六・三%)、三重(三五・七%)、岩手(三五・五%)、の順となつてをり、地域的には近畿中國・四國及び九州地區に比較的自作農が多い。反之、關東地區及び東北地區(岩手を除く)は自作農家が少い。即ち東日本では自作農家が少く、西日本に多いといへる。

又、自作農家の少ない府縣は香川(一六・〇%)、山形(一六・四%)、秋田(一六・八%)、宮城(一八・一%)、鳥取(一八・三%)、茨城(一八・九%)、埼玉(一九・四%)、新潟(一九・九%)等である。

但し自作農家の割合を問題にする場合に注意せねばならぬ點は自作農家に二つの範疇を考へねばならぬ事で、即ち一は皇國農村の中核體として維持、創出すべき自作農創設の對象となるべき自作農であり、他は自作農とは云へ名ばかりの零細耕地を手作りするにすぎないものである。次表は自作農家の多き府縣が經營耕地五反未満の農家も亦大なる事を示してゐる。

自作農家多き府縣

府縣	自作農家率	耕地五反未満の農家率
沖繩	六三・一%	五五・四%
長崎	三九・七%	四四・二%
和歌山	三八・五%	四八・四%
鹿兒島	三七・二%	四四・二%
山口	三七・〇%	三四・九%
廣島	三六・五%	四九・八%
徳島	三六・三%	四五・一%
三重	三五・七%	三七・二%

岩手 三五・五 二三・九

全國平均 二八・一 三三・三

六、兼業の種類に依り分ちたる兼業農家

兼業農家が著しく増加の傾向にある事は先に見た處であるが、今回の調査はその實態を兼業の種類及び程度によつて明らかにしようとしてゐる。その程度については第一種、第二種兼業の區別をつけ、種類としては「農業以外の産業を自營するもの」と「賃労働するもの」との二大範疇に區分してゐる。(尚、農業以外の産業としては九種目と並びに「小作料其の他財産収入」を區別し、賃労働としては十二種目を掲げ、その外に職員勤務を區別してゐる。)

農家(即ち準農家を除く)兼業の全國的集計結果を掲ぐれば次表の如くである。

專業兼業別農家

總數	數	五、四九八、八二六	一〇〇%
第一種兼業	二、三〇三、九〇一	四一・八九	
第二種兼業	九三一、八一四	一六・九四	
兼業別農家	一、一〇八、二八九	二〇・一五	
兼業別農家	四九八、七九二	九・〇七	
兼業別農家	六五六、〇三〇	一一・九三	

第一種兼業農家の内、「従として他の産業を営むもの」は九三萬戸で總農家の一七%を占め、「従として賃労働者、職員たるもの」は百一十一萬戸で總農家の二〇%である。第二種兼業のそれは前者が九%、後者が一二%となつてゐる。即ち何れの兼業に於ても賃労働者職員たるものの兼業の方が、他の産業を営むものより大である。

更に農家が農業の傍らに副業として行ふ産業を見ると次表の如くで、

農業以外の産業を自營する兼業農家

總數	數	九三、二八四	一〇〇%	四、七九三	一〇〇%
第一種兼業農家數	九八	一五、〇二一	三・〇		
第二種兼業農家數	九八	一五、〇二一	三・〇		
森林業	九八	一五、〇二一	三・〇		
木炭製造業	九八	一五、〇二一	三・〇		
其の他ノ林産物生産採取業	九八	一五、〇二一	三・〇		
漁撈業	九八	一五、〇二一	三・〇		
水産増殖業	九八	一五、〇二一	三・〇		
工業	九八	一五、〇二一	三・〇		
商業	九八	一五、〇二一	三・〇		
交通業	九八	一五、〇二一	三・〇		
小作料其の他財産収入	九八	一五、〇二一	三・〇		
其の他ノ産業	九八	一五、〇二一	三・〇		

右によると、「木炭製造業」が非常に多い。逆に農業を副業として居る者で「木炭製造業」を主として居るものははるかに少い、即ち前者の一九・六萬に對し後者は四・六萬を占むるに過ぎない。農業を副業とする者に於ては商業を主とするものが一三・三萬で最も高く、

漁撈業を主とするものも八・九萬で商業工業に次いで大となつてゐる。なほ「工業」には農家にして物の製造・加工・淨洗・選別・包装又は修理を業として営むものを計上し、原料たる農産物、水産物を主として購入して製造又は加工を行ふものを含んでゐる。

「小作料其の他財産収入」の項では農家にして、毎年一定額の自作料又は利子、配當・家賃等の収入をあげてゐるものを計上する。「地主自作」の範疇の農家の大部分はこゝに含まれてゐるわけであるが、第二種兼業が案外に少い。「貸付耕地一町歩以上の土地所有者にして農業を営むもの」は一六・六萬戸であるが、こゝでの合計は一五・六萬戸となり、ほど匹敵した數字となつてゐる。

次に、賃労働に従事する兼業農家を見ると次表の如く、農家一齊調査では一括して雇傭労働として取扱つてゐたものが十二種に分けられ、實態分析の可能な統計となつた。

賃労働兼業農家	第一種兼業農家		第二種兼業農家	
	戸数	%	戸数	%
農業日傭季節傭	101,926	10.5	38,476	7.3
農業定傭	18,786	1.9	7,498	1.4
林業賃労働	18,558	2.3	5,277	9.9
漁業賃労働	26,755	2.8	3,003	5.8
鑛業賃労働	33,779	3.6	2,814	5.4
大工業賃労働	126,833	13.2	6,433	12.5
中小工業賃労働	122,933	12.7	5,964	11.3
總數	668,377	100%	533,377	100%

業 報

商業賃労働	32,276	3.3	19,300	3.6
交通業賃労働	5,533	0.5	3,636	6.8
人夫日傭	15,441	1.7	8,135	15.3
家事労働	3,233	0.3	1,371	2.6
其ノ他ノ賃労働	15,931	1.7	10,121	19.3

農業日傭・季節傭を兼業として出してゐる農家(世帯)は一四萬戸、常傭の方は三萬戸で意外に少ない。一方、規模別に見た農家の雇傭せる常傭は一六萬人となつて居り、大きな開きがあるが、之は農家にして常傭を世帯員中から出してゐても他の兼業(例へば炭焼き)からの収入が多い場合には常傭を兼ねる者に數へられぬ點、及び一世帯から二人以上の常傭を出す場合もありうる點を注意せねばならぬ。

之は兼業の他の種類についても同様に注意を要する點で、その實數から直ちに職工農家が少いとも云へないわけである。

次に工業賃労働を第一種兼業とする所謂職工農家を見る。滿洲事變を契機として飛躍せる我國の工業は、その労働力を主として農村に求め、農村も亦それに應ずる人的餘剰を持つてゐるが、日支事變以降、農村過剩人口の大都市産業への送出にも一應の限界がきた爲、資本工業自らの農村への進出といふ形で、農村労働力の利用が行はれつゝあるといへよう。工業の地方分散がそれであり、その周囲の農村は若き青年男女を工場に送り、自らは老幼婦女の手によつて粗放なる農業を僅かに営むといふ現象は各地で見られる處である。かくて工業賃労働を主とし又は従とする兼業農家が增加したが、併し如何なる程度で増加しつゝありやは他に比較する材料がない。

こゝで大工業とは職工百人以上を使用する工場を云ひ、家内工業的なものと區別してゐるが、養蠶縣では製絲工場等が大工業の大部分を占める場合もある。この所謂「職工農家」の府縣別集計は以下の如くで、

府縣	第一種兼業 (賃労働)		第二種兼業 (賃労働)	
	大工業賃労働	中小工業賃労働	大工業賃労働	中小工業賃労働
全 國	13.2%	21.7%	13.5%	11.2%
1 北海道	1.9	2.5	3.1	3.7
2 青 森	4.5	4.8	5.9	6.0
3 岩 手	4.3	5.0	5.5	7.5
4 宮 城	4.6	3.7	4.1	4.8
5 秋 田	4.0	3.3	4.0	5.2
6 山 形	4.8	6.3	5.2	5.4
7 福 島	13.2	11.2	11.5	9.8
8 茨 城	13.2	8.7	10.9	9.3
9 栃 木	8.0	11.5	8.4	11.0
10 群 馬	29.7	11.1	24.8	13.1
11 埼 玉	23.1	16.1	20.9	17.4
12 千 葉	7.7	9.7	7.4	10.1
13 東 京	22.0	17.5	13.2	12.1
14 神 奈 川	25.1	11.0	27.7	11.7
15 新 潟	14.2	12.9	15.2	1.1
16 富 山	16.8	8.2	16.2	8.5
17 石 川	13.3	19.2	13.0	15.7

18	福井	九八	三六九	一〇〇	三三五
19	山梨	一一八	三三三	六五	一七七
20	長野	一六〇	三三一	一一七	一一一
21	岐阜	一五五	一一三	一一三	一五五
22	静岡	一三六	一五七	一一八	一五六
23	愛知	二二〇	一五五	二〇三	一四二
24	三重	一一七	九五	七五	九六
25	滋賀	九七	一四〇	一〇八	一四四
26	京都	一四五	一八三	一九一	一〇一
27	大阪	一五三	二一九	一六八	一七〇
28	兵庫	一一八	一六七	一七四	一七〇
29	奈良	六九	一〇九	四五	七一
30	和歌山	三六	七九	三九	七五
31	鳥取	六五	八二	五九	一〇一
32	島根	七五	七〇	七四	九六
33	岡山	八六	一四八	一一一	一五四
34	広島	一五五	一四七	三〇五	一四二
35	山口	一四〇	七二	一六五	七八
36	徳島	五二	九〇	五五	一〇九
37	香川	八六	一七一	八一	一七一
38	愛媛	八八	九三	一〇五	一〇七
39	高知	五〇	五二	五〇	九一
40	福岡	一六〇	九三	一七五	九二
41	佐賀	九九	一三一	一一一	一五一
42	長野	一三七	六六	二六一	七七
43	熊本	九五	七〇	二六二	九八
44	大分	七九	九〇	六九	八七
45	宮崎	一四六	四三	一二七	五九

46 鹿兒島 七六・ 一・二五 六二 一〇五
 47 沖繩 一三九・ 八八 三三 五〇
 之を概観するに新興軍需地帯たる群馬・神奈川・愛知・埼玉等が上位を占め、東京・福岡・大阪等が之に續いてゐる點からも軍需工場が「大工業」の大きな部分を占めてゐる事が推察される。

「中小工業」では養蠶縣たる福井・山梨が首位を占めてゐる點、第一種、第二種兼業共に同結果を見せてゐる。
 東北は(福島縣を除き)かゝる職工農家が極めて少い。

賃労働たる兼業農家に於て最高の比率を占めてゐるのは「人夫日傭」で、こゝに世帯員中、雇傭せらるゝ事業場の一定せざる賃労働者のある世帯が計上されてゐる。即ち土木工事、鐵道の除雪作業等各種の労働に従事するわけで、兼業の内、農業の日傭たるものは一四萬に對し、人夫日傭は二四・七萬である。

今回の調査では「職員勤務」なる範疇が新設されたが、こゝには世帯員中、官公署、學校、團體、各種事業體の事務又は技術に給料又は俸給を得て従事するものある世帯が計上されてゐる。こゝに含まれる給仕等は従來「賃労働」に入つてゐたものである。第一種兼業で一四萬、第二種で一二・三萬、合計計二六・三萬で兼業總農家數の八二・〇%を占め、かなりの數と云はねばならぬ。

七、經營耕地面積廣狹別農業者

經營規模の大小によつて區別したところの農家は、我國の農業生産の零細性を示すものであるが、特に今

回の調査では規模別に、専業、兼業農業者數、其の農業者に所屬する自小作別耕地、定雇、大家畜、耕耘機數等が集計されて、農業經營の内部構造をうかがふ事が出来る様になつた。

規模別農家數の全國的集計結果は次表の如くで、

經營せる耕地廣狹別構成

(土地を耕作せざる農家を含む)

總農家數

(北海道を除く)

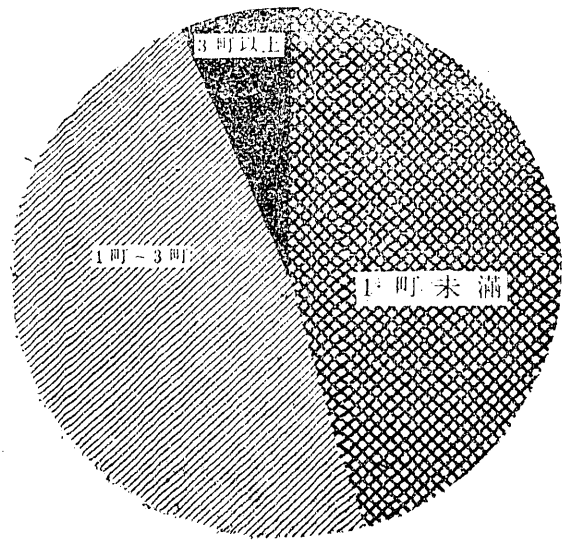
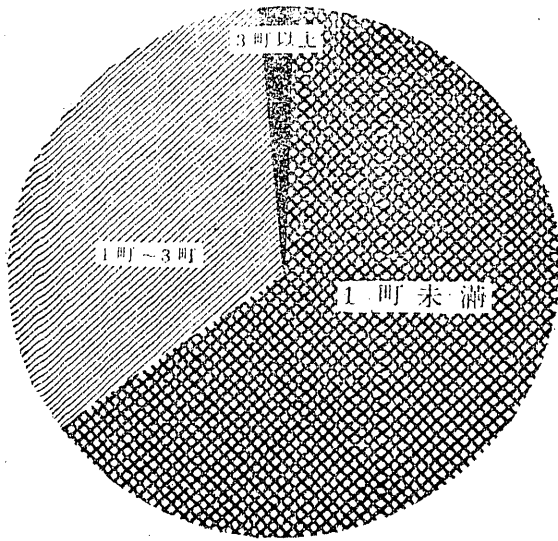
總數	五、三三、四六	一〇〇%	四、九五〇、八五九	一〇〇%
五反未滿	一、八三、三三九	三・四%	四、八三〇	一一・二%
一町未滿	一、六五、一八六	三・〇%	二、三六、一三一	二四・九%
二町未滿	一、四七、七三三	二・七%	二、〇六、九三〇	四二・八%
三町未滿	三、五、二八一	五・九%	七、七、二七八	一五・四%
五町未滿	七、六、六三三	一・五%	二、八、四九九	五・七%
一〇町未滿	六、七、四〇〇	〇・一%	四、三、六三三	九・九%
一〇町以上	三、六	〇・〇%	九、四九九	〇・三%
總數	一、八五、六〇〇	一〇〇%	九、一七、四二七	一〇〇%

北海道農家數

同上各階層によつて經營される面積

五反未滿	三、五〇	一七・三%	八、八五九	一〇
一町未滿	二、四四	一三・七%	九、四九九	一〇
二町未滿	一、五七、〇〇〇	八五・一%	二、四、八三二	二七
三町未滿	一〇、五三三	二二・一%	五、一五、一	五六
五町未滿	四、八二五	二六・五%	一、七〇、八二六	一八六
一〇町未滿	四、三三三	二三・三%	三、三、〇〇〇	三三〇
一〇町以上	一、九七三	一〇・六%	三、〇、七〇〇	三六一

經營せる耕地廣積別構成 (北海道ヲ除ク)



業 報

北海道を除いた全国では一町以下の零細農家が總數の六五%を占めるに對し、一町—三町經營は三三%にすぎない、各階層によつて經營される面積を見ると我國農家の零細性が一層はつきりする。即ち、一町以下の農家でいへば六五%の農家が三六%の耕地を耕してゐる事になる。

北海道は三町以上の經營が五六・四%と過半数を占め、耕地の九〇%を耕してゐるわけで特別扱が必要である。

尚、規模別農家を地域別に比較して見ると次の如くで、

規模別農家の地域的比較

	一町以下	一—三町	三町以上
東北區	四七・二%	四六・八%	六・〇%
關東區	五六・四%	四一・四%	二・二%
近畿區	七七・六%	二二・二%	〇・二%
九州區	六六・七%	三三・一%	一・二%
全國(北海道を除く)	六五・一%	三三・三%	一・六%

中核的經營と目される一—三町農家は東北では三町未満農家とほぼ同數を占めてゐる。關東區、九州區の順で次第に一町以下の零細經營が多くなり、近畿では七八%と壓倒的な率となつてゐる。北海道を除いた全國の平均はほぼ九州と同率である。

更に、規模別農家の増加を見る爲に、「土地を耕作せざる農家」を除外して昭和十三年一齊調査と、比較して見ると次の如くで、

規模別農家の増減

階層	昭和十三年農家調査		昭和十六年新統計		増減割合
	戸數	%	戸數	%	
五段未滿	一、八九三、三五〇	一、八三三、二五〇	一、八三三、二五〇	一、八三三、二五〇	△七・九五
五段—一町	一、六四四、五二五	一、四七六、六〇〇	一、四七六、六〇〇	一、四七六、六〇〇	△一五・〇
一町—二町	一、四六六、一六六	一、四七七、四六三	一、四七七、四六三	一、四七七、四六三	〇・五五
二町—三町	三、八八八、八八八	三、五五七、四三三	三、五五七、四三三	三、五五七、四三三	△八・七七
三町—五町	一、二七〇、九二九	一、二八四、四〇一	一、二八四、四〇一	一、二八四、四〇一	〇・六
五町以上	七、四七七、七七	七、四七七、七七	七、四七七、七七	七、四七七、七七	△四・七六

二町—三町經營の農家の増加が八・七%と著しく、次いで五段—一町のところも増加してゐる。一町—二町の中核體といふべき層は増減を示して居らず、それをはさむ兩層が増加してゐる。一方五町以上の大經營の減少が目立つて居り、五段未滿の零細層が減少の傾向にある。五段未滿の減少は同階層の半數を占める第二種兼業農家の農業からの離脱が行はれてゐる爲であらう。然し一方、食糧自足の爲に、地主が手作りを始める場合とか、職工が農業を片手間で始める場合も相當あることを考へねばならない。

尚、地域別に増減の割合を見ると、五段未滿では北海道が一五・四%の減少を示し、東北區一一・九%、北陸區六・二%、東山區四・四%の減少が之に次いでゐる。東北・北海道の減少が著しく西日本では逆に若干増加

(四國區を除き)してゐる。

五段—一町では九州區の増加が目立つて居り、北海道・東北區はこゝで多少ふえてゐる。

一町—二町では東北・東山・四國區が増加し、近畿・中國・九州が減少してゐる。

二町—三町では近畿區のみ減少してゐる。

規模別專業別農業者數 (農家ハ北海道ヲ除ク)

農 家 專 業 農 家	兼 業 農 家		總 數	土地ヲ耕作セザル農家及準農家
	第一種	第二種		
五段未滿	1,800,155	3,391,555	5,191,710	3,317,600
	33.9	64.0	100	63.5
四段未滿	3,443,955	7,553,300	10,997,255	7,553,300
	61.4	138.1	100	100
三段未滿	5,711,055	4,699,000	10,410,055	4,699,000
	100	87.6	100	87.6
二段未滿	1,774,155	1,099,000	2,873,155	1,099,000
	32.3	38.6	100	38.6
一段未滿	1,174,155	99,000	1,273,155	99,000
	21.1	1.1	100	1.1
一町以上	7,611,055	19,553,300	27,164,355	19,553,300
	137.6	357.2	100	357.2

專業農家では一—二町經營の農家が三九・一%を占め、五段—一町が三〇・三%で之に次ぎ、二町—三町も一〇・一%とかなり高い。即ち專業農家では經營規模において一町—三町の中核的經營が四九・二%を占めてゐる。農業を專業とするにはこの程度の耕地を必要とする事を統計は示してゐる。

第一種兼業では一町—三町農家では三一・七%と少く、一町未滿の零細農家が六七%となつてゐる。

この傾向は第二種兼業では一層はなほだしい。即ち五段未滿が七六%と壓制的に多く、一町以下は九四%で、こゝでは大部分の農家が一町以下の零細規模とい

三町—五町では東海區・關東區・北陸區の増加が目立つてゐる。北海道は五反未滿及び三町以上の經營が減少して居り、こゝでは全國的に見られる傾向が一層強く表現されてゐる様に思はれる。

五町以上の經營は壓制的に北海道がしめてゐるのであるが可成りの減少となつてゐる。實數は僅かではあ

一町未滿	二町未滿	三町未滿	四町未滿	五町未滿	一町以上
1,635,166	1,455,762	3,511,811	7,663,315	1,888,899	27,164,355
30.8	27.4	59.1	138.1	38.6	100

ふことになる。かゝる農家層より賃労働者の分化が起りうるわけである。

準農家は第二種兼業農家と類似の比率となつて居り、五段未滿が七五%である。之は小作の準農家が六八%を占めてゐる事と關聯してゐる。

尙、經營規模を三階層にわけて專業、兼業別に農家の割合を見ると次の如くである。

三階層別專業別農業者割合

專業農家	兼業農家	總數
第一種兼業農家	第二種兼業農家	總數
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%

るが、中國・近畿・東海區では相當増加してゐる事は注意すべき點である。

以上、規模別農家數を更に專業兼業別に見ると次表の如く(三町以上の經營には北海道の影響が大きいので之を除く)。

三階層別自作地割合

總數	自作地	小作地
1,774,155	933,776	840,379
100%	52.6%	47.4%

一—三町	二、八三六	一、五五六	一、二八五	三三
三町以上	三、四七九	二、二九六	一、三二〇	三六
總數	六、三一五	三、八五二	二、六〇五	六九

北海道

一町未満	一、八三四	八、四六五	九、八五九	一〇〇
一—三町	七、四三三	三、九九二	四、四四一	一〇〇
三町以上	八、三六三	四、七六五	三、四九六	一〇〇
總數	一七、五三〇	一七、二二二	一七、八〇一	一〇〇

即ち、内地(北海道を除く全國)の一町未満では自作地、小作地が半々で、一—三町では自作地が五五%、三町以上では六三%となつてゐる。之に對し北海道では一—三町の自作地割合が四五%と最少で、三町以上でも内地の一—三町と同割合である。即ち高率小作耕の故に土地を借りての大經營は内地では成り立たぬことを示してゐる。

次に、今回の調査は、上述の如く、規模別農業者の大家畜(牛と馬)飼養数を調査したが、その結果は次の如くで、二—三町農業者にして初めて大家畜を一頭飼養してゐる事がわかる。五—一〇町經營に至つても僅かに二頭といふ事は經營組織の低い事の證左である。

規模別飼養大家畜數 (北海道を除く農家及準農家)

大家畜數	農家及準農家數	一戸當り大家畜數
總數 二、七五九	一〇〇%	五、三六二
頭	戸	〇・五三

土地ヲ耕作セザル農家及準農家	二九、六四	一・二	二四、二六	一・三三
五段未満	三〇、三七	二・六	一、八二九	〇・八
一町未満	八、五六六	三・〇	一、六三八	〇・五二
二町未満	二、〇三三	四・〇	一、四五六	〇・七六
三町未満	三、五八九	二・八	三、五八五	一・〇三
五町未満	一、七三三	三・九	七、八三〇	一・四〇
一〇町未満	一、四三九	〇・五	六、九三二	二・〇五
一〇町以上	二、四七六	〇・一	四、〇六	六・二〇

規模別定雇數 (北海道を除く農家及準農家)

總數	二、四六六	一〇〇%	五、三六二	二・七
農家及準農家數	二、七五	一九	二四、二六	二・四
農家數	二、四三	七九	一、八二九	〇・六
定雇數	一九七	二一	一、六三六	一・三
農家數	一、九七	二九	一、四五六	一・〇
定雇數	三、四三	三三	三、五八五	一・〇八
農家數	二、四三	二七	七、八三〇	三・二
定雇數	七、二二	四九	六、九三二	一、〇三
農家數	二、〇三	一四	四、〇六	五・〇一
定雇數	二、四三	一四	四、〇六	五・〇一

次に、今回の調査は、上述の如く、規模別農業者の大家畜(牛と馬)飼養数を調査したが、その結果は次の如くで、二—三町農業者にして初めて大家畜を一頭飼養してゐる事がわかる。五—一〇町經營に至つても僅かに二頭といふ事は經營組織の低い事の證左である。

「土地を耕作せざる農業者」では東京・大阪・兵庫・愛

知・神奈川等が比較的多くの定雇をもつてゐる。大都市近郊の乳牛、養鶏等の特殊的經營が存する爲であらう。尚、地域別に定雇をもつ階層が如何に異なるか見ると次表の如くで、

定雇分布の比較

五段—二町	二町—五町
東 北 區	三・一四%
關 東 區	四・三六%
近 畿 區	五・九八%
九 州 區	五・二六%
東 北 區	三・一四%
關 東 區	四・三六%
近 畿 區	五・九八%
九 州 區	五・二六%

東北區平均では二—五町經營が定雇の過半数を占めるに對し、近畿區では五段—二町が六〇%をもつ。九州區では五段—二町が五三%をもつ點では近畿型であるが、二—五町も三二%を持ち、近畿の五段未満が多いのとコントラストをなす。關東區は東北・近畿の中間をえてゐる。

尚、北海道では三町以上の經營が多いので、定雇もそこでは七四%を占めてゐる。尚十町以上の經營でも三—三月に僅か一人の定雇を置いてゐるに過ぎない點は、内地のそれが五人をもつのと非常な相異がある。之は十町以上の農家といつても内地と北海道とは全く質的に異なる爲であらう。内地ではかゝる經營の大部分は東北にあるが、何れも地主手作的なもの云々より。従つて多くの定雇を必要とするのであるが、北海道ではかゝる經營には畑作の粗放經營が多く、農繁期に季節傭をおく程度で主として自家勞力によるから、大經營でも三—三月に一人の定雇といふ結果となつたものと考へられる。

最後に、農業者が所有する自動耕耘機臺数を規模別により調査した結果は次の如くであるが、こゝに自動耕耘機とは小型の揮發油機關、重油機關等を機體上に登載し之に依つて運轉せらるゝ耕耘機のことをいふ。

規模別所有動力耕耘機臺數

(北海道ヲ除ク農家及準農家)

總數	七、九六八	100%	五、三六〇	〇・五五
農家及準農家數	五、三六〇		五、三六〇	〇・五五
百戸當リ耕耘機數	〇・五五		〇・五五	〇・五五

土地ヲ耕作セザル農家及準農家 一、〇〇七 一、四〇六 〇・二四
 五段未滿 三、三五 四、一八九 〇・五三
 一町未滿 二、〇〇八 一、五三三 〇・二七
 二町未滿 三、六六一 四、六六六 〇・五七
 三町未滿 一、七〇〇 二、二五五 〇・三五
 五町未滿 六、三六 七、六八〇 〇・八三
 一〇町未滿 一、七六 二、三三三 〇・三五
 一〇町以上 八二 一、〇〇六 一、〇九五

尙、府縣別の分布を見ると次の如く、岡山・福岡縣のみが農業者千戸當り一三一一臺を持ち、その他の縣は一三臺程度にすぎない。耕耘機はまだ特殊地域に分布してゐるにすぎず、日支事變以降の急激なる増加も最近は資材關係の爲、停滞してゐることは農業生産力の發展の爲に遺憾といはねばならぬ。

耕耘機の普及せる府縣順位

府縣	農家及準農家數千に付	農家及準農家數千に付
岡山	一、〇六二	一三・三
福岡	一、六〇九	一一・四
新潟	四六五	二・三

秋田	三〇二	三・〇
埼玉	二八四	一・七
兵庫	二五六	一・四
東京	二〇五	三・八
全國	七、九六八	一・四

八、過去一ケ年の現金収入の多寡
より見たる農家

貨幣經濟の農村への侵入は農産物の商品化を必然的ならしめてゐるが、今回の調査は如何なる作目の収入に、どれだけの農家が第一に或は第二に依存してゐるかを分明にしてゐる。現金収入源からみるのであるから作目の商品化率の問題にも素材を提供してゐる。

現金収入源泉として三十二種目をあげてゐるが、ここで現金収入とは當該農家が自己の生産物を販賣に供して得たる収入を謂ひ、委託販賣に付して未だ精算されぬものは假渡金を以て収入と見做してゐる。また農家が收穫物に加工して販賣する場合(大根を澤庵漬にするが如き)には其の加工品の販賣収入を以て當該作物収入として取扱つてゐる。この三十二種目以外のものを収入源とするものは計上してゐない。

その集計結果の一部を掲ぐれば次表の如くで、唯一又は第一の主要現金収入源泉

唯一又は第一の主要現金収入源泉
別農家數

專業農家	第一種兼業農家
該當戸數 總數ニ對スル%	該當戸數 總數ニ對スル%

玄米收入	二二七、九四四	四・五%	八三七、八三三	四・二%
蠶 蠶	三四、七四四	一・四%	三四、八四〇	一・九%

麥 馬鈴	三三六、一九九	四・三%	二九、五二〇	一・〇%
甘藷 馬鈴	九四、一九七	一・二%	九、五八三	〇・四%
薯 草	六、三五二	〇・〇%	四、三六〇	〇・〇%
煙 草	四、六九三	〇・〇%	一、四七六	〇・〇%
柑 橘	二、九五九	〇・〇%	三、三六八	〇・〇%
豆 作	二、五五五	〇・〇%	三、三九八	〇・〇%
養 牛	一、八九七	〇・〇%	三、二〇五	〇・〇%
菜 種	一、七〇七	〇・〇%	三、二七〇	〇・〇%
大 根	一、五、二四四	〇・七%	一、二、四四〇	〇・五%
藍 工品及麥	一、五八六	〇・七%	九、五五五	〇・五%
藥工品及麥	一、四〇〇	〇・六%	二、八四二	一・三%
三二種目計	二、七、六、三三	九、六%	二、八、七、四三	八、八%

第二の主要現金収入源泉別農家數

專業農家	第一種兼業農家
該當戸數 總數ニ對スル%	該當戸數 總數ニ對スル%

麥 收入	六七、七四四	二・五%	四七、四三三	三・四%
玄 米	三、四三三	一・四%	二、五七三	二・六%
養 蠶	二、四九四	一・〇%	一、九四一	〇・九%
甘藷、馬鈴	一、四〇九	〇・六%	一、三、四八九	〇・六%
薯工品麥稈	九、六九五	四・三%	九、九一〇	四・六%
眞田	七、七〇三	三・三%	七、一九五	三・六%
豆 牛	四、〇一一	一・九%	五、七〇〇	二・六%
煙 草	三、七七一	一・六%	四、六八五	一・七%
菜 種	三、四七〇	一・五%	三、〇七二	一・〇%
大 根	二、九五〇	一・三%	三、〇〇〇	一・一%
養 豚	二、八七三	一・二%	一、八、三七七	七・四%
三二種目計	二、九三、九七六	八・四%	二、八、二、八七	七・四%

專業農家においては、玄米収入が第一位で、專業農家總數に對し、四八・五%とほとんど半分を占めてゐる。養蠶は之に次ぎ一五%、麥は一〇%となつてゐる。煙草が第五位を占めてゐるのは完全なる商品化作物の爲であり、柑橘・茶・大根・繭等の商業的作目が上位を占めてゐる。

次に第一種兼業農家に於いても第五位迄は專業と同一作目となつてゐる。

玄米・養蠶・麥・甘藷・馬鈴薯・煙草の主作目を唯一又は第一の現金収入源としてゐるものは、專業では八〇%、第二種兼業では七五%といふ事になり、残りの一五—二〇%を多數の他の作目が占めてゐるのである。

養牛・鹽工品及麥稈眞田、茶園では第一種兼業農家の方が率が高く、甘蔗では專業の方が高いのが目立つ。

尚、工藝作物及果樹では之を唯一又は第一の現金収入とした農家の方が第二の収入としたものより大となつてゐる。之はかゝる特殊な商業的作目を本業とする農家がかゝる事を物語るものであり、農業に於ても相當の分化が進んでゐる事を示す。

蔬菜ではそれを第二の収入とした農家の方が多い。大都市近郊に於ては蔬菜を第一の収入とする近郊農家が相當數にのぼるのであるが、蔬菜一般を取上げればやはり如上の傾向にある。

畜産でもそれを第二の収入とした農家の方が多い。養牛が第一位で養豚・馬事・養鶏が之に次いでゐる。我國に於ては畜産を專業とするものは少く、副業として之を經營にとり入れてゐる事を示してゐる。

九、養鶏農業者

養鶏農業者は全國で一八七・七萬である。農家三戸當一戸が鶏を飼つてゐる事になる。まづ飼養羽數により六階層に分け、全國の總數を見ると次の如くで、

規模別養鶏農業者數

總數	農家		準農家	
	戸數	100%	戸數	100%
九羽以下	一四六、九四一	七六	五、三三七	三三三
一〇羽以上	二六、七三三	一五三	一、三三七	一五八
二〇羽以上	四九、五四四	二六	三、七	四六
三〇羽以上	三、七三三	三二	三〇〇	三七
四〇羽以上	三、九六五	三二	三〇五	三五
五〇羽以上	六、八一	〇四	六九	二二

農家では九羽以下が七七・六%を占め、九二・九%が二九羽以下を飼つてゐるにすぎない。之等は自家用程度といへるであらうが、かゝる小飼養者の供出する卵は、一戸當りは僅少であつても、總數では無視し難い數量となる。その點米の生産が一農家當りでは十石に過ぎないのと同様の關係にあるともいへよう。

十、總括

以上を總括すれば次の如くである。

- (一) 世帯員中、農業を営むものある世帯を農家と定義したのであるが、それに依ると總農家數は五、四九八、八二六戸で、その内「土地を耕作せざるもの」は二、三三、五〇六戸である。之を除いて昭和

十三年の農家一齊調査と比較するに三三、六九九戸の増加となつてゐるが、調査技術其の他の關係を考慮に入れた場合、我國の農家はこの三年間總體としては停滞状態にあつたと云へよう。

(二) 專業兼業別に見ると、第一種兼業農家が増加し、專業及び第二種兼業農家が減少の傾向にある。

但し定義の變更に注意を要する。農家について割合をみるに專業が四一・九%、第一種兼業が三七・一%、第二種兼業が二一%である。

(三) 兼業農家は然らば如何なるものを兼業として營み或は如何なる賃労働に備はれてゐるかを見る

先づ「農業以外の産業を兼ぬるもの」の第一種兼業では「木炭製造業」が二一・一%で壓制的に多く、「商業」二四・三%、「小作料その他財産収入」一・八%、「工業」一一・四%の順となつて居り、第二種兼業では「商業」の二六・六%が最大で、續いては「工業」の一八・二%、「漁撈業」の一七・八%となつてゐる。

次に「賃労働たるもの」の第一種兼業では「工業賃労働」の二三・八%が首位で、「人夫日傭」二七・一%、「農業賃労働」二二・四%、「林業賃労働」二二・二%が之に續いて多い。

第二種兼業では「工業賃労働」二三・七%の首位、「人夫日傭」一五・二%の第二位は第一種兼業と變らないが「林業賃労働」九・九%と「農業賃労働」八・六%が僅かの差で逆になつてゐる。

(四) 業態別に農業者を見ると、農家では「耕種の

「み」を営むものが五一・三%と過半数を占め、「耕種と養蠶」を兼ねるものも二二・五%と多く、續いては「耕種と養畜」の一四・九%で、「耕種・養蠶・養畜」の三者を営むものは僅か八・七%に過ぎない。

動態的に見れば、「耕種のみ」がふえ「耕種・養蠶」は可成りの減少となつてゐる。

(五) 自小作別に農業者を見ると、「自作」二八・一%、「自作兼小作」二〇・七%、「小作兼自作」二〇・〇%、「小作」二七・七%及び今回新たに調査したる「貸付耕地一町歩以上を所有する農家」が一六・六萬戸(農家の三・〇%)である。

專業では自作及び自作兼小作の割合高く第二種兼業では小作の割合が高く(三八・四%)なつてゐる。又、東日本では自作農少く、西日本に多いといふ事及び自作農多き府縣は零細農家も多いといふ事が見られた。

(六) 規模別に見ると、中核的經營といはれる一三町經營は專業農家の四九・二%を占むるに對し、第一種兼業農家では三一・七%に過ぎない。

動態的に見れば、五段一町經營及び二一三町經營の増加と五町以上の大經營及び五反未満が減少してゐる。即ち一三町の中核的經營への集中が見られるのである。

北海道を除いた府縣では經營耕地中自作地の占むる割合は小作地よりも大きく規模に比例して大となつてゐるが、北海道では五町歩以上になつて初めて經營耕地中自作地が半ばを超えるに過ぎない。

大家畜は九州及び中國に多く飼はれてゐるが、全國的にいへば二一三町經營で初めて大家畜一頭を飼つてゐるに過ぎない。

農業定雇は一六五萬人で東北・關東に比較的多く、近畿・中國は少い。平均的には五一一〇町經營で初めて一人の定雇をおいてゐるといふ事になる。

自動耕耘機は全國で約八、〇〇〇臺あるが、岡山・福岡に集中的に普及してゐるに過ぎない。

(七) 最後に現金収入の多寡より農家を見る。

先づ本業農家について、唯一又は第一の現金収入源作目は玄米が第一位で本業農家の四五・〇%が之に依存し、養蠶を第一収入源とするもの一五・八%、續いて麥の一〇・三%、甘藷・馬鈴薯の四・三%、煙草の二・六%となつてゐる。以上の五作目を第一収入源とするものは本業農家の七八%で、大部分は之等の作目に集中してゐるが、一方、數こそ少いが各種の作目を夫々第一収入源とするものがあるのである。

次に第二の現金収入源作目について見るに、麥の二六・六%が首位で、玄米の二三・四%、養蠶の一〇・四%、甘藷・馬鈴薯の六・一%、鹽土品・麥稈・眞田の四・四%が之に次いでゐる。以上の五作目を第二収入源とするものは本業農家の六〇・九%で、第二収入源は一層分化してゐる事を示す。

工藝作物及び果樹では第一収入源農家の割合(九・三%)が第一収入源農家の割合(七・四%)より大で、該部門の分化が進んでゐる事、換言すればそれで飯を食ふ農家が可成りある事を語つてゐる。

蔬菜及び畜産では第二収入源農家の割合(三・〇%)が第一収入源農家の割合(一・七%)より大で、該部門が一般的に云へば副業的に營まれてゐる事を示してゐる。

(八) 以上は一般農家に就いての概観であるが、最後に養鶏農業者についてみると、

先づ農家中、鶏を飼つてゐるものは三戸に一戸の割合である。而して養鶏農家の九三%は三〇羽以下の小飼農家であるが、一方一〇〇羽以上飼養農家(四・七萬戸)は第一現金収入の側から見ると主として養鶏に依存してゐる經營と云へるであらう。

又養鶏業に於いても種鶏、孵卵・採肉の分化が行はれて居り、而も愛知・兵庫・奈良等に集中してゐる事が注目せられる。

(備考) 本項所載の統計文字には厚生省研究所人口民族部に於いて再算の結果訂正せるものが多い。